

予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条第1項の規定により、臨時の予防接種を行うこととし、次のとおり公告する。

令和3年4月14日

大鰐町長 山田年伸

1 予防接種の種類

新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種

2 対象者の範囲

大鰐町の住民基本台帳に記録されている者のうち、ワクチンごとに決められた接種対象年齢の者

3 実施期間

令和3年2月17日から令和4年2月28日までの間のうち、町が予防接種を委託する医療機関等の診療日時とする。

4 実施場所

町が予防接種を委託する医療機関等

5 予防接種を受けるにあたって注意すべき事項

(1) 予防接種を受けることが適当でない者

ア 新型コロナウイルス感染症に係る他の予防接種を受けたことがある者で新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う必要がないと認められるもの

イ 明らかな発熱を呈している者

ウ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

エ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

オ 上記に該当する者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

(2) 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者

- ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- イ 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- ウ 過去にけいれんの既往のある者
- エ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- オ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- カ バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

### （3）接種後の注意事項

- ア 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意すること。
- イ 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受けること。
- ウ 被接種者又は保護者は、イの場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに町保健福祉課に連絡すること。

### （4）女性に対する接種の注意事項

妊娠中又は妊娠している可能性がある場合には新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の有益性が危険性を上回ると判断される場合にのみ接種すること。